

秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例案について

生活衛生課

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める必要がある。

2 内 容

(1) 条例委任された内容及び基準設定の類型

条例委任された基準	国の基準類型	県独自基準の有無
県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格	参酌すべき基準	国基準どおり

(2) 基準設定の考え方（国の基準と同様にした理由等）

- 水道技術管理者の資格について、民間の専用水道分については、今までどおり国の基準（水道法施行令及び同施行規則）が適用となることを考慮し、国の基準どおりとした。
- 本条例は、県が設置する施設の技術管理者の資格基準を定めるものであり、制定にあたり県民の意見等については、特に聴取していない。

(3) 規定内容

- 本条例で定める水道技術管理者の資格の概要は次のとおりである。

【一日最大給水量が1,000立方メートルを超える専用水道（第1項関係）】
次のいずれかに該当する者であること。（抜粋）

履 修 課 程	実務経験年数
大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業	2年以上
大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目以外を修めて卒業	3年以上
短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業	5年以上
高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業	7年以上

【一日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道（第2項関係）】
次のいずれかに該当する者であること。（抜粋）

履 修 課 程	実務経験年数
大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業	1年以上
大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目以外を修めて卒業	1年6箇月以上
短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業	2年6箇月以上
高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業	3年6箇月以上

- なお、条例に定める「同等以上の技能を有すると認められる者で規則で定めるもの」の基準については、国の基準（水道法施行規則）と同様にする予定である。

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

4 参考（本県の状況等）

- 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であり、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ・ 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - ・ その水道施設の一日最大給水量が20立方メートル／日を超えるもの
- 水道事業者は、水道の管理についての技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。（水道法第19条）
- 秋田県内には専用水道が92施設あり（平成23年4月1日現在）、そのうち本条例が適用される専用水道は次の4施設である。
 - ・ 奥森吉青少年野外活動基地（北秋田市）
 - ・ 秋田県健康増進交流センター ユフォーレ（秋田市）
 - ・ 県立中央公園スポーツゾーン青少年教育ゾーン（秋田市）
 - ・ 県立六郷高等学校（美郷町）